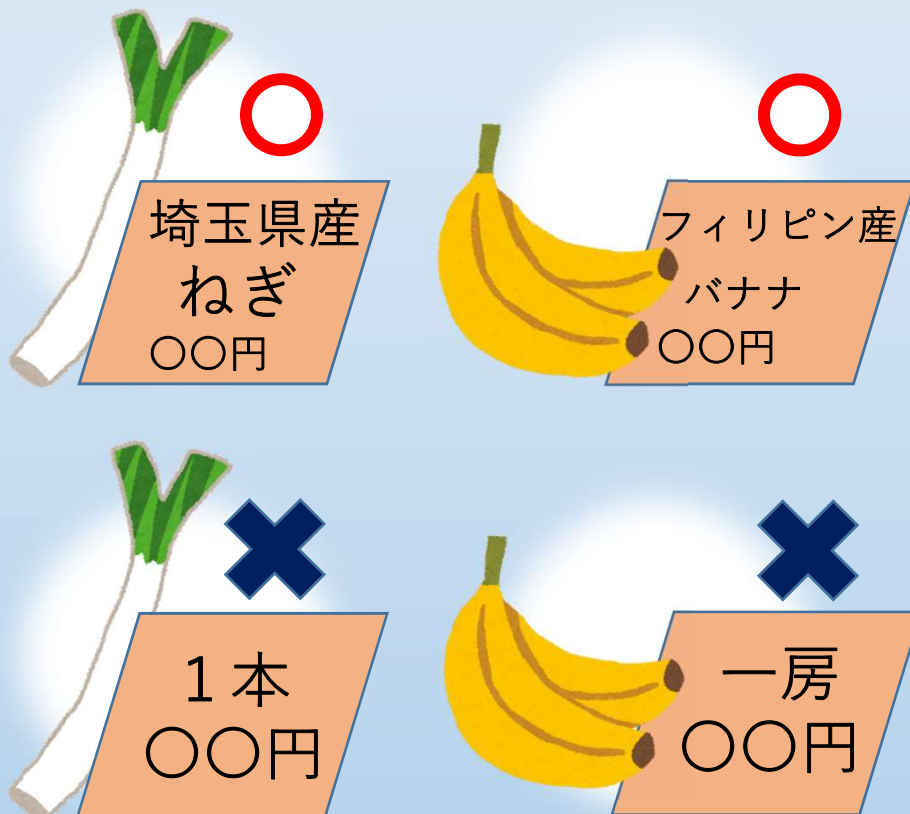


生鮮食品の表示 正しく行っていますか？

名称と原産地の表示は
義務表示事項です。



名称...その内容を表す一般的な名称
原産地...国産品は都道府県名※
輸入品は原産国名

※市町村名その他内一般に知られる地名も可

食品表示法の品質表示に関するお問い合わせ
産業振興課工業振興係 TEL048-259-9019

加工食品の表示 正しく行っていますか？

基本の表示項目

- ◆名称（一般的なもの）
- ◆原材料名
- ◆添加物
- ◆内容量
- ◆消費期限または賞味期限
- ◆保存の方法
- ◆販売者等の名称と住所
- ◆製造所等の名称と住所 など

該当する場合は表示

- ◆アレルギー（含まれる場合）
 - ◆原産国名（輸入品の場合）
- ※輸入品は日本語で表示すること**

わかりやすく表示しましょう

- 一括表示の様式にまとめる
- 容器包装の見やすい箇所に
- 文字や枠の色は背景と対照的な色で
- 8ポイント以上の統一の大きさで

食品表示法では消費者等に販売される全ての食品に
食品表示の遵守が義務付けられています。

消費者庁
早わかり食品表示ガイド



食品表示法の品質表示に関するお問い合わせ
産業振興課工業振興係 TEL048-259-9019